

石巻市環境放射線対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における環境放射線に対する市民の不安を解消し、市民の平穏な生活環境を確保するため、石巻市環境放射線対策本部（以下「対策本部」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の設置及び廃止)

第2条 市長は、石巻市内で環境放射線により市民の生命、身体又は財産に被害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあるとき、又は必要と認めるときに対策本部を設置する。

2 市長は、環境放射線による被害に係る措置が完了し、又は新たに対策を講じる必要がなくなったと認めるときは、対策本部を廃止する。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 環境放射線の影響に対する市民生活の安全安心の維持確保に関すること。
- (2) 環境放射線の影響に関する情報の収集に関すること。
- (3) 環境放射線の影響に関する関係機関との連絡及び総合調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境放射線の影響に関し、市長が必要と認めること。

(対策本部の組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、対策本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を対策本部の会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 対策本部の会議に付すべき事項について調整、検討等を行うとともに、本部長の指示する事項を処理するため、対策本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(連絡会議)

第7条 対策本部に、第3条に規定する事務を分掌させるため連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、座長、副座長及び部員をもって構成し、それぞれ別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 対策本部の庶務は、総務部防災対策課及び生活環境部環境課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年1月12日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	復興担当審議監、総務部長、企画部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、会計管理者、教育委員会教育長、同委員会事務局長

別表第2 (第6条関係)

幹事長	総務部次長
副幹事長	生活環境部次長
幹事	企画部次長、河北総合支所次長、雄勝総合支所次長、河南総合支所次長、桃生総合支所次長、北上総合支所次長、牡鹿総合支所次長、健康部次長、福祉部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長

別表第3 (第7条関係)

座長	総務部原子力・防災担当参事
副座長	生活環境部環境課長
部員	総務部防災対策課長、企画部秘書広報課長、河北総合支所地域振興課長、雄勝総合支所地域振興課長、河南総合支所地域振興課長、桃生総合支所地域振興課長、北上総合支所地域振興課長、牡鹿総合支所地域振興課長、生活環境部災害廃棄物対策課長、健康部健康推進課長、福祉部子育て支援課長、産業部商工観光課長、同部水産課長、同部農林課長、建設部下水道課長、病院局事務部病院管理課長、教育委員会学校管理課長